

# 沖縄県融資制度のご案内

## 沖縄県融資制度ってどんな制度？

- 沖縄県内で1年以上事業を営む中小企業者、協同組合等をはじめ、これから創業したい方を対象として、県と金融機関が協調し、かつ原則として沖縄県信用保証協会の保証を付与した上で、事業に必要な融資を行う制度です。
- ほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業、金融・保険業、遊興娯楽等の一部の業種は対象となりません。
- 県融資制度を利用したい場合は、金融機関に融資申込みを行うこととなります。  
(一般的な金融機関借入の場合と流れはほぼ同じです。)
- ただし、一部の資金については、商工会や商工会議所等からの融資あっせんを経て、金融機関に申し込む資金もあります。
- 県融資制度においては、中小企業者・小規模事業者の皆様が、少ない負担で円滑な資金調達ができるよう、県が貸付原資の一部を負担するとともに、保証料補助や利子補給による負担軽減を行っています。

★平成29年4月から「みずほ銀行」「鹿児島銀行」が一部の資金の取扱を開始しました。

創業したい 創業から間もない	● 創業者支援資金	平成29年度から 利子補給制度に追加!
一般的な事業資金を借りたい	● 短期運転資金 ● 経営振興資金 ● 小規模企業対策資金	● 小口零細企業資金 ● 組織強化育成資金 経営指導により金利優遇
積極的な事業展開により、 有利な条件で資金調達したい	● 雇用創出促進資金 ● 新事業分野進出資金 ● ベンチャー支援資金	利子補給制度適用
地域産業振興に取り組みたい	● 産業振興資金(オキナワ型産業振興貸付) ● 産業振興資金(企業立地推進貸付)	
経営が厳しい 事業再生に取り組みたい	● 中小企業セーフティネット資金 ● 中小企業再生支援資金	
既存資金の借換をしたい	● 資金繰り円滑化借換資金	要件緩和

沖縄県商工労働部中小企業支援課 TEL (098) 866-2343

県融資制度で  
グッジョブ!



沖縄県融資制度 検索  
沖縄県のホームページからも確認できます



# 1 融資対象の内容

※下記に加え、中小企業信用保険法施行令第1条に定める保証対象業種に属することが必要です

資金名		融資対象の概要	融資斡旋申込先 (認定申込先)	取扱金融機関
短期 運転資金	一般貸付	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者	取扱金融機関 に直接申込	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 JAおきなわ みずほ銀行 鹿児島銀行
	売掛債権 担保貸付	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者で、他の事業者に売掛債権を保有する中小企業者		
経営振興資金		県内で1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等		
小規模企業 対策資金	一般貸付	県内で原則として1年以上引き続き同一事業を営む小規模企業者	商工会 商工会議所 市町村商工担 当課 ※取扱金融機 関に直接申込 も可能	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 JAおきなわ 鹿児島銀行
	特別小口 貸付	県内で原則として1年以上引き続き同一事業を営む小規模企業者(法人を除く)で、次の各号の要件を備えるもの (1)源泉所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある県民税もしくは市町村住民税のいずれかについて、保証協会の保証委託申込みの日以前の1年間に納期が到来している税額を完納しているもの (2)当貸付に係る保証以外に保証協会から保証を受けていないもの		
小口零細企業資金		県内で原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる小規模企業者で次の各号の要件を備えるもの (1)従業員20人以下の会社及び個人(宿泊業及び娯楽業を除く商業・サービス業は5人以下) (2)この融資の保証を含め、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証では融資極度額)と併せて1,250万円以下であること	取扱金融機関 に直接申込	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 JAおきなわ 鹿児島銀行
新事業分野 進出資金		県内で3年以上(多角化を目的とする場合は、1年以上)引き続き同一事業を営んでいる中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの (1)現在の事業を縮小又は廃止し、事業転換を目的として新たな事業を開始する場合で、新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に全事業の売上高の1/2以上を占めることが見込まれるもの (2)多角化を目的として新たな事業を開始する場合で、新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に全事業の売上高の1/4以上を占めることが見込まれるもの	産業振興公社 商工会 商工会議所	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 みずほ銀行 鹿児島銀行
雇用創出促進資金		県内で1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、事業拡大や多角化計画に基づき、次に掲げる取組を行うもの ①新たに常時使用する従業員を1名以上雇入れようとするもの ②有期雇用の従業員を正規雇用(無期雇用含む)に転換しようとするもの ※上記従業員に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の提出が必要。	商工会 商工会議所	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 JAおきなわ みずほ銀行 鹿児島銀行
組織強化 育成資金	一般貸付	県内に主たる事務所を有する1年以上事業を営む協同組合等及びその構成員	中小企業団体 中央会	商工組合中央金庫
	セーフティ ネット 貸付	県内に主たる事務所を有する1年以上事業を営む協同組合等及びその構成員で、中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証5号の認定を市町村長から受けたもの	[市町村商工 担当課] 中小企業団体 中央会	
中小企業 セーフティ ネット 資金		県内で1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの ①最近3カ月又は6カ月の売上高が前年同期比で5%以上減少しているもの ②倒産企業等に債権を有し、当該企業への取引依存度が10%以上あるもの ③製品等原価のうち10%以上を占める原油・原材料等の仕入価格が10%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていないもの(最近3ヶ月間の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合を上回っていること) ④知事が認定する災害により被害を受けたもの ⑤中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証3号、4号、5号又は7号の適用につき市町村長から認定を受けたもの	①、②、③ →取扱金融機 関に直接申込 ④ →市町村防災 担当課、商工 会又は商工会 議所 ⑤ →市町村商工 担当課	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 JAおきなわ みずほ銀行 鹿児島銀行
中小企業 再生支援 資金		県内で3年以上継続して事業を営む中小企業者、協同組合等で、沖縄県中小企業再生支援協議会、おきなわ経営サポート会議等の支援を受けて作成した再生計画に従い事業再生を行うもの ※本資金の融資を受けたものは、四半期に一回、金融機関に対し再生計画の進捗報告が必要。 [備考] 本資金は、全国統一制度である経営改善サポート保証制度を適用。	[支援機関]	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 みずほ銀行 鹿児島銀行
資金繰り円滑化 借換資金		県内で1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの ①沖縄県信用保証協会の保証付き融資(複数債務の場合は合算で算定)を借り換えるもの。 ②借換事業計画に基づき、借換えによる資金繰りの緩和等により財務体質の改善が図られるもので、かつ中小企業信用保険法に基づくセーフティネット保証3号、4号又は5号の適用につき市町村長から認定を受けたもの。 ※一部借換の対象とならない資金等がある。	① →取扱金融機 関に直接申込 ② →[市町村商 工担当課]	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 JAおきなわ みずほ銀行 鹿児島銀行

事業歴が1年以上の事業者を融資対象とする資金

資金名	融資対象の概要	融資斡旋申込先 (認定申込先)	取扱金融機関																				
1年以上	<b>産業振興資金 (オキナワ型 産業振興貸付)</b>	県内で1年以上本県の地域特性を生かした比較優位性のある産業「オキナワ型産業」を営む中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの。 ①健康食品産業 ②パイオ関連産業 ③健康サービス産業 ④泡盛産業 ⑤工芸産業 ⑥環境関連産業 ⑦観光産業 ⑧情報通信関連産業 ⑨沖縄国際物流ハブ活用事業者	取扱金融機関に直接申込 ※⑦観光産業は、商工会・商工会議所	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 みずほ銀行 鹿児島銀行																			
	<b>産業振興資金 (企業立地 推進貸付)</b>	国際物流拠点産業集積地域、産業高度化・事業革新促進地域における工業等団地、工場適地、情報通信産業特別地区又は情報通信産業振興地域で、工場、事業所等を設置しようとする中小企業者、協同組合等で、沖縄県中小企業支援課長より認定を受けたもの	県中小企業支援課	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 みずほ銀行 鹿児島銀行																			
事業歴1年未満でも申込可能な資金	<b>ベンチャー 支援資金</b>	ベンチャービジネス等を新たに開業し、又はベンチャービジネスの拡大を図る中小企業者、協同組合等で、次のいずれかに該当するもの ①経営革新等に係る知事の承認を受けたもの ②沖縄県が実施する新製品・新サービス開発に関する事業の採択又は補助金の交付を受けたもので、既に新製品・新サービスの開発を終了し、事業化の見通しのあるもの ●沖縄県が実施する事業の例 新産業研究開発支援事業(県産業政策課) ライフスタイルイノベーション創出推進事業(県産業政策課) ベンチャー企業スタートアップ支援事業(県産業政策課) 中小企業課題解決プロジェクト推進事業(県産業政策課) ものづくり基盤技術強化支援事業(県ものづくり振興課) 戦略的製品開発支援事業(県ものづくり振興課) 他産業連携クラウド環境促進事業(県情報産業振興課) 地域ビジネス力育成強化事業(県中小企業支援課) ③新製品、新技術等を自主開発し沖縄県工業技術センター所長の認定を受けたもの	県中小企業支援課	琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 商工組合中央金庫 みずほ銀行 鹿児島銀行																			
	<b>創業者支援資金</b>	県内に居住し、県内で事業を開始しようとするもの又は事業開始後一定期間を経過していないもので、次のいずれかに該当するもの。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">創業前 (融資対象1)</td> <td>事業を開始する業種と同一の業種での勤務年数が通算で3年以上のもの</td> <td rowspan="2">所要資金の20%以上の自己資金が必要</td> </tr> <tr> <td>商工会等の創業セミナーの受講を終了したものの中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの</td> <td>借入金額と同額以上の自己資金が必要</td> </tr> <tr> <td>2ヶ月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの</td> <td rowspan="2">所要資金の10%以上の自己資金が必要</td> </tr> <tr> <td>産業競争力強化法に基づき市町村が主務大臣から認定を受けた創業支援事業計画に基づき、特定創業支援事業による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けたもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">創業後 1年未満 (融資対象2)</td> <td>事業開始後1年を経過していない個人又は会社</td> <td rowspan="2">所要資金の10%以上の自己資金が必要</td> </tr> <tr> <td>中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、設立から1年を経過していないもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">創業後 1年以上 5年未満 (融資対象3)</td> <td>事業開始後1年以上5年未満の個人又は会社</td> <td rowspan="2">自己資金要件なし</td> </tr> <tr> <td>中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、設立から1年以上5年未満のもの</td> </tr> <tr> <td>支援事業 (融資対象4)</td> <td>「地域ビジネス力育成強化事業戦略的経営管理普及促進支援」又は「創業計画策定力向上支援事業」により策定した創業計画を有するもの</td> <td>所要資金の20%以上の自己資金が必要</td> </tr> </table>	創業前 (融資対象1)	事業を開始する業種と同一の業種での勤務年数が通算で3年以上のもの	所要資金の20%以上の自己資金が必要	商工会等の創業セミナーの受講を終了したものの中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの	1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの	借入金額と同額以上の自己資金が必要	2ヶ月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの	所要資金の10%以上の自己資金が必要	産業競争力強化法に基づき市町村が主務大臣から認定を受けた創業支援事業計画に基づき、特定創業支援事業による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けたもの	創業後 1年未満 (融資対象2)	事業開始後1年を経過していない個人又は会社	所要資金の10%以上の自己資金が必要	中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、設立から1年を経過していないもの	創業後 1年以上 5年未満 (融資対象3)	事業開始後1年以上5年未満の個人又は会社	自己資金要件なし	中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、設立から1年以上5年未満のもの	支援事業 (融資対象4)	「地域ビジネス力育成強化事業戦略的経営管理普及促進支援」又は「創業計画策定力向上支援事業」により策定した創業計画を有するもの	所要資金の20%以上の自己資金が必要	1、2 → 産業振興公社 商工会連合会 商工会 商工会議所 3、4 →取扱金融機関に直接申込 ※融資対象1又は2に該当する者は、「創業者支援資金創業計画書」を作成した上で融資申込を行う。 ※融資対象1、2又は4に該当する者は、融資実行から3年の間、半期に一度金融機関によるモニタリングを実施する。
創業前 (融資対象1)	事業を開始する業種と同一の業種での勤務年数が通算で3年以上のもの	所要資金の20%以上の自己資金が必要																					
	商工会等の創業セミナーの受講を終了したものの中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの																						
	1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの	借入金額と同額以上の自己資金が必要																					
	2ヶ月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの	所要資金の10%以上の自己資金が必要																					
産業競争力強化法に基づき市町村が主務大臣から認定を受けた創業支援事業計画に基づき、特定創業支援事業による支援を受けたことについて市町村長の証明を受けたもの																							
創業後 1年未満 (融資対象2)	事業開始後1年を経過していない個人又は会社	所要資金の10%以上の自己資金が必要																					
	中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、設立から1年を経過していないもの																						
創業後 1年以上 5年未満 (融資対象3)	事業開始後1年以上5年未満の個人又は会社	自己資金要件なし																					
	中小企業である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに会社を設立し、設立から1年以上5年未満のもの																						
支援事業 (融資対象4)	「地域ビジネス力育成強化事業戦略的経営管理普及促進支援」又は「創業計画策定力向上支援事業」により策定した創業計画を有するもの	所要資金の20%以上の自己資金が必要																					

## 2 必要添付書類等

基本的に次の書類が必要です。資金によって必要書類が異なる場合もありますので、詳しくは沖縄県商工労働部中小企業支援課(098-866-2343)までお問い合わせ下さい。県HPでも確認できます(「沖縄県融資制度」で検索!)

申込者本人	連帯保証人
①事業税納税証明書(事業税の納税が到来していない場合は県民税及び市町村民税納税証明書) ②最近3年間の受付印のある確定申告書の写し(法人は最近3年間の決算書) ※事業歴が浅い場合はこの限りではありません ③定款及び商業登記簿謄本又は登記事項証明書(履歴事項証明書) (法人、協同組合等の場合) ④印鑑証明書 ⑤見積書、請求書等(設備資金の場合) ⑥許可証の写し(許可可業種の場合) ⑦個人情報の提供に関する同意書 ※ その他金融機関、保証協会が必要とする書類	①印鑑証明書 ②個人情報の提供に関する同意書 ※ その他金融機関、保証協会が必要とする書類

### 3 保証料率一覧

区 分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
短期運転資金	一般貸付	1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
	売掛債権担保貸付	0.43%								
小規模企業 対策資金	一般貸付	0.80%	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%
	特別小口貸付	0.60%								
小口零細企業資金		1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
経営振興資金		1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
新事業分野進出資金		0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%
雇用創出促進資金		0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%
組織強化 育成資金	一般貸付	0.80%	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%
	セーフティネット貸付	0.60%								
中小企業 セーフティネット 資金	融資対象1～3	0.80%	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%
	経営安定関連保証(4号以外)	0.55%								
	経営安定関連保証(4号)	0.00%								
	融資対象4(知事認定災害)	0.00%								
中小企業再 生支援資金	責任共有	0.50%								
	責任共有外	0.70%								
資金繰り円滑 化借換資金	融資対象1(一般)	1.00%	0.95%	0.90%	0.85%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
	融資対象2(経営安定関連保証)	0.60%								
産業振興資金	オキナワ型産業振興貸付	0.80%	0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%
	企業立地推進貸付	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%	0.30%	0.25%
ベンチャー支援資金		0.75%	0.70%	0.65%	0.60%	0.55%	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%
創業者支援資金		0.60%								

※1 上記保証料率については、保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書(直前の二期分の貸借対照表及び損益計算書がある場合は、当該貸借対照表及び損益計算書)その他の経営に関する情報を基に保証協会で決定します。

※2 「中小企業の会計に関する基本要領」(金融庁及び中小企業庁が事務局となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」が平成24年2月に策定した中小企業向けの会計ルール)を採用する中小企業者については、割引がございます。詳細については、沖縄県信用保証協会へお問い合わせください。☎(098)863-5300

### 4 利子補給制度

#### (1) 利子補給制度の概要

利子補給対象資金	利子補給率	利子補給対象の資金の限度額	利子補給対象期間	
新事業分野進出資金、ベンチャー支援資金、創業者支援資金	融資利率のうち <b>1.00%</b> を補助	<b>2,000万円</b> (創業者支援資金 は、1,000万円)	<b>融資を受けた日 から3年</b>	
雇用創出推進資金	・1名新規雇用(非正規雇用)を行う場合 ・非正規から正規雇用等に1名転換する場合			融資利率のうち <b>1.00%</b> を補助
	・1名新規雇用(正規雇用等)を行う場合 ・2名以上新規雇用(非正規雇用)を行う場合 ・非正規から正規雇用等に2名以上転換する場合			融資利率のうち <b>1.50%</b> を補助

#### (2) 利子補給申請方法・申請先

「沖縄県中小企業振興資金利子補給金交付申請書」及び添付書類を郵送又は持参により、**沖縄県商工労働部中小企業支援課金融班**までご提出ください。

申請要領、様式等については、平成29年10月頃に沖縄県商工労働部中小企業支援課ホームページ

(<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/keiei/kinyu/rishihokuyuu.html>)に掲載する予定ですのでご確認ください。

#### (3) 申請書受付期間

平成30年1月1日(月)から**平成30年1月31日(水)まで**

※持参の場合は、受付時間(8:30～17:15)及び閉庁日(土日祝日等)にご注意ください。

#### よくある質問

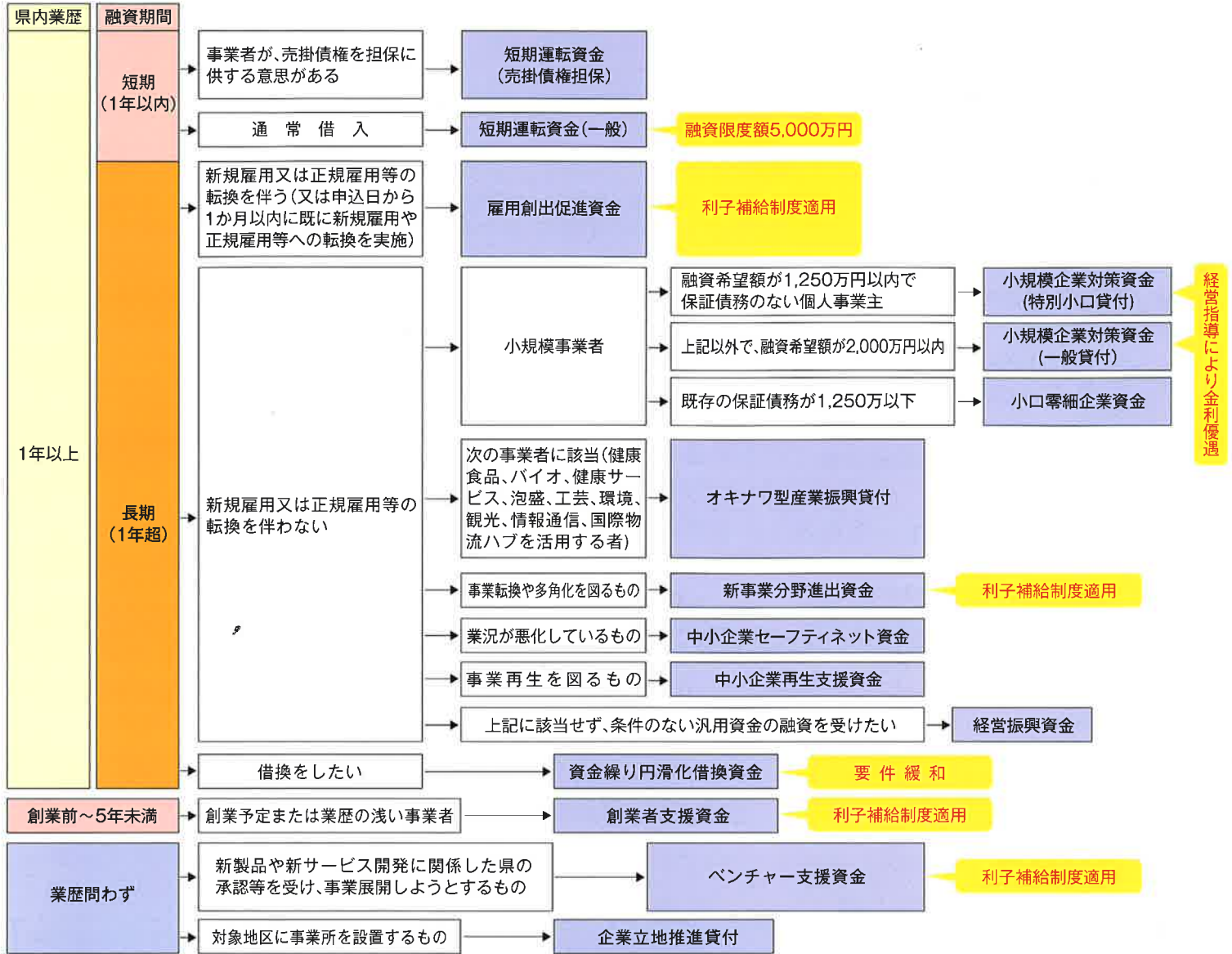
Q 事業税納税証明書はどこで入手できますか？

#### A 事業税納税証明書はお近くの県税事務所で入手できます

- 那覇県税事務所 那覇市旭町116-37 (県南部合同庁舎。電話：(098)867-1066)
- コザ県税事務所 沖縄市美原1-6-34 (県中部合同庁舎。電話：(098)894-6500)
- 名護県税事務所 名護市大南1-13-11 (県北部合同庁舎。電話：(0980)52-5138)
- 宮古事務所 宮古市平良字西里1125 (県宮古合同庁舎。電話：(0980)72-2553)
- 八重山事務所 石垣市字真栄里438-1 (県八重山合同庁舎。電話：(0980)82-3045)

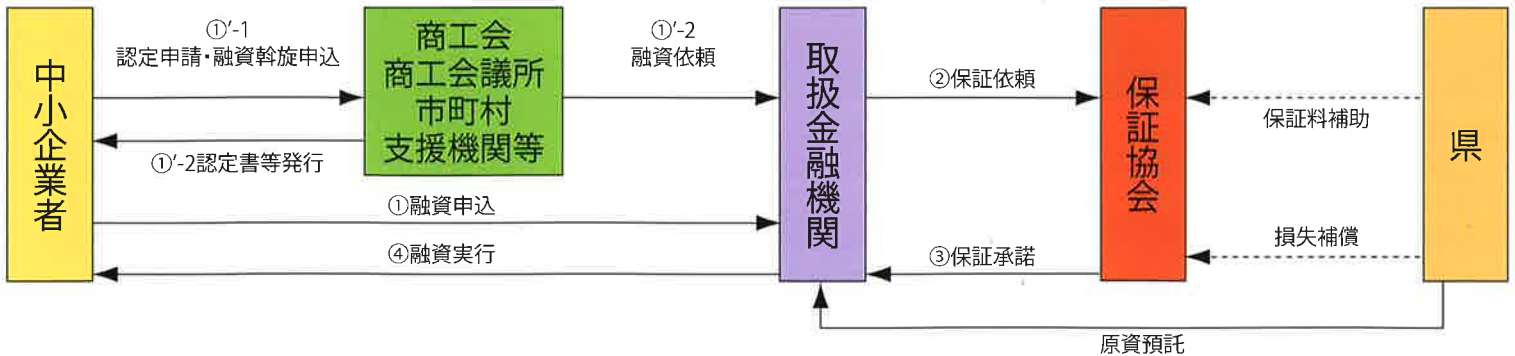
市県民税納税証明書の入手方法については、各市町村窓口にご相談ください。

## 5 資金選びのためのフローチャート



※セーフティネット保証適用の有無や希望融資額、制度改正等によっては、選択資金が変わることがあります。

## 6 沖縄県融資制度全体のフロー図



## 7 お問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課  
 沖縄県信用保証協会  
 沖縄県産業振興公社中小企業支援センター  
 沖縄県中小企業団体中央会情報課

☎(098)866-2343  
 ☎(098)863-5300  
 ☎(098)859-6237  
 ☎(098)860-2525

# ★平成29年度 沖縄県融資制度一覧(1 融資対象の内容もご覧ください)

H29.4.1現在

資金名		融資条件等	融資対象	融資限度額 (単位 万円)	融資期間 (据置期間)	融資利率 (固定) %	保証料率 (%) ※
事業 歴が 1年 以上 の 事業 者	短期 運転	一般貸付	短期的な運転資金を必要とする中小企業者	運転のみ5,000	1年(6ヵ月)	2.30	0.45~1.00
		売掛債権 担保貸付	他の事業者等に売掛債権を有する中小企業者	運転のみ3,000	1年		0.43
	小規模 企業 対策	一般貸付	従業員20人以下の企業(商業・サービス業は5人以下) ※宿泊業及び娯楽業は20人以下	運転・設備併せて2,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.90	0.40~0.80
		特別小口 貸付	中小企業信用保険法に規定する特別小口保険 該当者に対する無担保無保証人制度	運転・設備併せて1,250		1.70 ★	
						1.85	0.60
						1.65 ★	
		小口零細企業	従業員20人以下の企業で、既存の保証協会の 保証付融資残高との合計が1,250万円以下の 小規模企業者(商業・サービス業は5人以下) ※宿泊業及び娯楽業は20人以下	運転・設備併せて既存の 保証協会の保証付融資 残高との合計で1,250	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.90	0.45~1.00
		経営振興	中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて8,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	2.15	0.45~1.00
		新事業分野進出 <利子補給対象>	事業転換や多角化により新たな事業分野に進 出する中小企業者、協同組合等	(事業転換の場合) 運転・設備併せて10,000 (多角化の場合) 運転・設備併せて7,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.70	0.35~0.75
		雇用創出促進 <利子補給対象>	事業拡大や多角化計画に基づき、新たに常時 使用する従業員を1名以上雇い入れようとする 中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて8,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.75	0.35~0.75
	組織 強化 育成	一般貸付	商工業関係組合及び構成企業	1組合あたり 共同事業資金 5,000 転貸資金 30,000 (※1転貸先 3,000)	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.30 ※	0.40~0.80
		セーフティネット 貸付	売上の減少等により資金繰りが厳しくなっ ている商工業関係組合及び構成企業	1組合員あたり3,000 ※転貸資金は一般貸付のみ			0.60
	中 小 企 業 セーフティネット		・売上の減少等により資金繰りが厳しい中小 企業者、協同組合等 ・原油・原材料の高騰により資金繰りが厳し い中小企業者、協同組合等 ・知事が認定した災害からの復旧を行う中小 企業者、協同組合等	運転・設備併せて3,000 ※設備資金は知事が認定 した災害からの復旧を 行う場合又セーフティ ネット保証3号、4号又 は5号の適用を受ける 場合のみ	運転・7年(1年) ※知事が認定した災 害からの復旧を行 う場合又はセーフ ティネット保証3 号、4号又は5号の 適用を受ける場合 は運転7年(1年)、 設備10年(1年)	1.80 (災害以外)	0.40~0.80 (災害以外)
						1.10 (知事認定災害)	0.00 (災害のみ)
1.00 (SN4号災害)							
	中小企業再生支援	沖縄県中小企業再生支援協議会、おきなわ経 営サポート会議等の支援を受け再生計画を策 定した中小企業者、協同組合等 ※国の「経営改善サポート保証」を適用	運転・設備併せて8,000 ※既存の沖縄県信用保証 協会保証付き融資の借 換も可	運転・設備 15年(1年)	取扱金融機関 所定金利	0.5(責任共有) 0.7(責任共有外)	
資金繰り円滑化借換		(対象1)沖縄県信用保証協会の保証付き融資 を借り換えるもの	運転・設備併せて5,000	運転・設備 10年(6ヵ月)	2.35	0.45~1.00	
		(対象2)セーフティネット保証の市町村による認 定を受け、かつ借換事業計画書を作成しているもの				0.60	
産 業 振 興	オキナワ型 産業振興貸付	県内において、地域特性を生かした比較優位 性のある産業「オキナワ型産業」を営む中小 企業者、協同組合等	運転・設備併せて10,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.85	0.40~0.80	
	企業立地 推進貸付	国際物流拠点産業集積地域、情報通信産業特 別地区等において、工場、事業所等を設置し ようとする中小企業者、協同組合等	運転・設備併せて15,000	運転・10年(1年) 設備・15年(3年)	1.90	0.25~0.70	
	ベンチャー支援 <利子補給対象>	ベンチャービジネスを展開する中小企業者、 協同組合等 ※経営革新の承認を受けた企業も対象	運転・設備併せて3,000	運転・7年(1年) 設備・10年(1年)	1.70	0.35~0.75	
	創業者支援 <利子補給対象>	独立・開業を行う者又は開業後5年未満の事 業者等	運転・設備併せて1,000	運転・設備 10年(1年)	1.90	0.60	

※保証料率の区分は裏面一覧表参照

※融資条件等については、年度途中で変更する場合があります。

★小規模企業対策資金において、商工会・商工会議所の経営指導を3ヶ月以上実施した場合、優遇金利が適用されます。